

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日条例第68号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

- 1 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請等に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- 2 介護保険法施行令の一部改正に伴い、本市介護保険条例の規定を整備することとしました。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。ただし、第6条第3項の改正規定は、この条例の公布の日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第68号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第22条の2の2第7項」を「第22条の2の2第9項」に改める。

第12条の2第1項中「許可」を「指定、許可及びこれらの更新」に改め、「申請」の右に「(本市の区域外に存する事業所に係る申請を除く。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第12条の2関係)

区 分		手数料(1件につき)
法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護を行う場合	30,000 円
	その他の居宅サービスを行う場合	20,000
法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査		10,000
法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を行う場合	20,000
	その他の地域密着型サービスを行う場合	30,000
法第78条の12において準用する法第70条の2第4項	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	15,000

において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	その他の地域密着型サービスを行う場合	10,000
法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査		20,000
法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査		10,000
法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査		45,000
法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査		15,000
法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査		63,000
法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査		33,000
法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査		15,000
法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査		63,000
法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査		33,000
法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査		15,000

法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	15,000
法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	15,000
法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000
法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	15,000
法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000
法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の申請に対する審査	15,000
法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)